

農業近代化資金融通助成に関する条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 13 号

農業近代化資金融通助成に関する条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 農業近代化資金融通助成に関する条例施行規則（昭和 37 年佐賀県規則第 6 号）
- (2) 佐賀県種雄畜管理規則（昭和 27 年佐賀県規則第 9 号）
- (3) 佐賀県県有家畜の貸付等に関する規則（昭和 42 年佐賀県規則第 10 号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。